

千葉労働局発表
令和7年11月21日

【照会先】

千葉労働局労働基準部賃金室
室長 菊池 美香
室長補佐 坂元 麻理子
(電話) 043-221-2328

千葉県下の2件の特定最低賃金を改正します

－効力発生日は令和7年12月25日－

千葉労働局長（局長：小山英夫）は、千葉県下に設定されている7件の特定最低賃金のうち2件について、次のとおり改正します。

1 改正内容（金額は時間額）

件名（業種）	改正額	発効日	改正前	引上額
鉄 鋼 業	1,210円	令和7年12月25日	1,147円	63円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,169円	令和7年12月25日	1,105円	64円

※ 詳細は2ページをご参照ください。

2 改正の経過

本年8月1日、千葉労働局長から千葉地方最低賃金審議会（会長：村上典子）に、7件の特定最低賃金について、改正の必要性の諮問を行いました。

その結果、本年8月25日に上記2件について改正の必要性ありとの答申があり、同日、上記2件の金額改正の諮問を行い、それぞれに専門部会の設置、審議が行われ、10月17日と同月22日に上表の内容の答申がありました。

官報公示等を経て、答申どおり、令和7年12月25日から発効する予定です。

なお、改正の流れは3ページをご参照ください。

(参考)

ア 最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の２種類があり、特定最低賃金は、特定地域内の特定産業の基幹的労働者とその使用者に適用されます。産業別の労働者又は使用者の代表者が、基幹的労働者を対象に地域別最低賃金より金額が高い最低賃金が必要と申し出たものについて、千葉労働局長が千葉地方最低賃金審議会の意見を聴いて設定しています（最低賃金法第 15 条第 1 項・2 項）。

イ 別表 1 の千葉県の最低賃金一覧表のとおり、千葉県下には 7 件の特定最低賃金があり、

- 調味料製造業最低賃金
- はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金
- 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業最低賃金
- 各種商品小売業最低賃金
- 自動車(新車)小売業最低賃金

の 5 件については、令和 7 年度は改正されません。

ウ 地域別最低賃金である千葉県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用される千葉県最低賃金は、令和 7 年 10 月 3 日に時間額 1,140 円に改正されました。

エ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

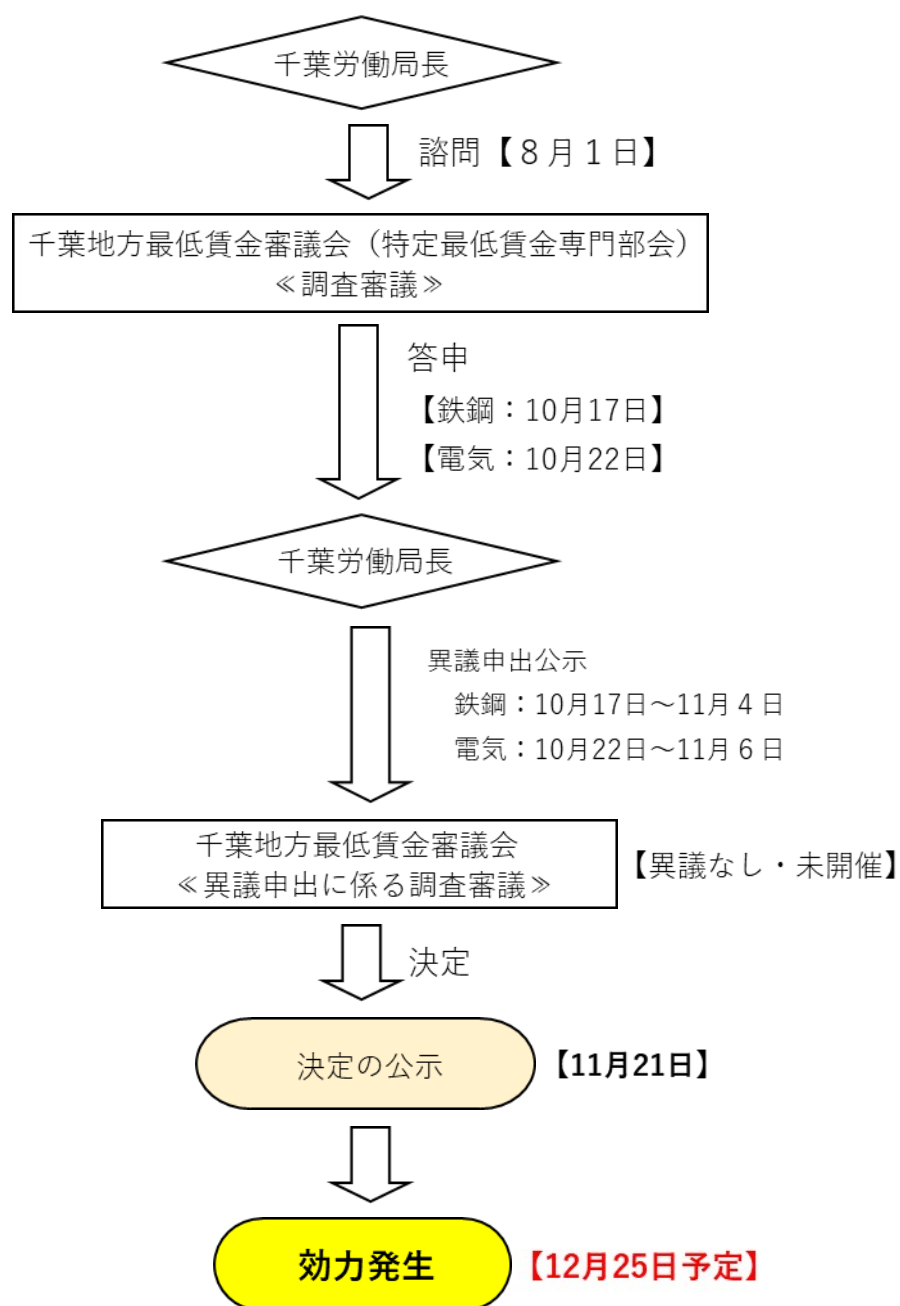
なお「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、令和 7 年 10 月 3 日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金を千葉県最低賃金が上回るため、同日より 12 月 24 日の間は千葉県最低賃金 1,140 円の適用となります。

オ 次に掲げる者（基幹的労働者以外の者）は、「千葉県最低賃金」が適用され、特定最低賃金は適用されません。

- 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- その他、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、別表 1 の千葉県の最低賃金一覧表の「最低賃金の適用について」欄をご参照ください。

カ 平成元年度以降の千葉県の最低賃金の推移については、別表 2 のとおりです。

【特定（産業別）最低賃金の改正の流れ】



千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

別表2

千葉県最低賃金の推移

(単位円)

年度	地域別	特定最低賃金						
	千葉県最低賃金	調味料製造業	鉄鋼業	一般機械器具製造業(略称)	電気機械器具製造業(略称)	精密機械器具製造業(略称)	各種商品小売業	自動車(新車)小売業
平成元年	503			570	565	557	538	554
	4,019			4,560	4,520	4,454	4,300	4,430
2年	527	583	609	600	594	586	567	587
	4,212	4,664	4,872	4,800	4,750	4,681	4,530	4,695
3年	553	620	642	632	625	617	600	622
	4,420	4,953	5,129	5,053	4,996	4,929	4,800	4,969
4年	576	647	670	660	653	644	628	650
	4,607	5,170	5,354	5,275	5,221	5,146	5,020	5,193
5年	594	668	691	681	675	665	649	672
	4,751	5,343	5,526	5,447	5,395	5,318	5,188	5,369
6年	609	685	708	699	694	683	667	691
	4,867	5,477	5,664	5,584	5,547	5,457	5,330	5,521
7年	623	701	725	715	711	699	683	708
	4,977	5,605	5,794	5,717	5,686	5,585	5,462	5,658
8年	635	717	741	731	727	715	699	724
	5,080	5,729	5,922	5,848	5,816	5,713	5,590	5,787
9年	650	733	758	748	744	731	715	741
	5,190	5,858	6,058	5,984	5,952	5,846	5,720	5,923
10年	662	746	772	762	758	745	728	755
	5,282	6,967	6,171	6,096	6,063	5,953	5,824	6,035
11年	667	753	779	769	765	752	735	762
	5,329	6,023	6,229	6,152	6,119	6,009	5,878	6,091
12年	672	759	785	776	771	758	741	768
	5,372	6,071	6,280	6,202	6,168	6,058	5,929	6,141
13年	676	764	791	781	777	763	746	773
	5,408	6,110	6,321	6,243	6,210	6,098	5,967	6,183
14年	677	765	792	782	779	764	747	774
15年	677	766	793	783	780	765	747	775
16年	678	767	795	785	782	767	748	777
17年	682	771	800	789	786	771	751	781
18年	687	775	806	794	791	776	756	786
19年	706	785	819	805	803	788	767	799
20年	723	795	829	814	813	798	775	807
21年	728	800	836	817	817	801	777	809
22年	744	806	846	823	824	808	782	815
23年	748	810	850	827	829	812	788	819
24年	756	817	857	833	836	819	795	827
25年	777	827	867	843	846	829	807	838
26年	798	839	880	855	859	841	819	850
27年	817	852	893	869	872	854	832	865
28年	842	868	915	884	887	869	848	880
29年	868	889	938	902	906	887	868	900
30年	895	895	965	922	928	895	895	922
令和元年	923	923	993	923	951	923	923	923
2年	925	925	995	925	954	925	925	925
3年	953	953	1,023	953	981	953	953	953
4年	984	984	1,054	984	1,013	984	984	984
5年	1,026	1,026	1,096	1,026	1,055	1,026	1,026	1,026
6年	1,076	1,076	1,147	1,076	1,105	1,076	1,076	1,076
7年	1,140	1,140	1,210	1,140	1,169	1,140	1,140	1,140

注1:平成13年度までの下段は日額。14年度から時間額のみ。

注2:特定最賃の は千葉県最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金:令和7年10月3日適用

特定最低賃金:令和7年12月25日適用